

令和4年8月10日（水）午前9時00分より、8月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第3号 令和4年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について
議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第5号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和4年9月9日（金） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之
【欠席委員】 11番 柳繁彰 19番 松本清美

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 樋口 本日の議事録署名人は5番、6番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名5番、6番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外6名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外2名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 令和4年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第5号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 樋口 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、特定土地改良事業の対象となった農地で第1種農地と第2種農地が混在しています。周囲は転用申請により自己用住宅の開発が進んでいます。雨水は北側の道路側溝に接続する計画です。上下水道は北側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック2段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 樋口 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

3番 平田委員 今年2月にも自己用住宅の申請があったとこの隣で問題はないかと思えます。

議長 樋口 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は宅地分譲（6区画）になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。雨水は中央の開発道路に集水桝を設け、南側の道路側溝に接続する計画です。上下水道は南側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック1～3段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 樋口 説明が終わりました。担当委員さんは本日欠席になりますがどなたか意見等聞きますでしょうか。

事務局 辻 事務局で確認をしています。近隣の方にも説明はされており、問題はないとのことでした。

議長 樋口 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、役場から300m以内に位置する農地であるため、第3種農地判断となります。今年農振除外がなされた案件です。雨水は東側にU字溝を新設し、北側の既存の水路に放流する計画です。上下水道は東側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック5段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 樋口 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

9 番 佐田委員 特に問題はないかと思えます。

議長 樋口 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第 1 号 4 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 1 号 農地法第 5 条 4 番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、10ha 以上の広がりのある農地になりますので第 1 種農地判断となります。雨水は西側の既存水路に放流する計画です。給水は井戸水を利用する計画です。下水道は南側の道路から延伸工事をし、東側の道路の既設の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック 1～3 段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 樋口 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15 番 山見委員 この周辺の農地は現在川から直接水が入ってます。東側の農地が宅地に囲まれて残ることになりますが、入口がなくなってしまう。入口は申請者が補償したりする必要があるのではないのでしょうか。

議長 樋口 元々他の人の農地を通して入るしかなかったのであれば補償を求めるまでは難しいとは思いますが。進入路のことについてはどう対応するのか業者に伝えておいてください。

事務局 辻 確認しておきます。なお、隣地の排水のために、申請地の南東部が斜めに切られており、既存の排水溝を残すようにはされています。

15 番 山見委員 所有者は頼んですいてもらいよるだけでどうでもいいとは言われているみたいですが。

議長 樋口 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第 1 号 5 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 1 号 農地法第 5 条 5 番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は宅地分譲（30 区画）になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域で第 3 種農地判断となります。雨水は 2 本の開発道路の両端に側溝を設け、集水桝から東側の道路側溝に接続する計画です。上下水道も東側の道路に埋設されており既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては L 型擁壁とコンクリートブロック 2～3 段を新設する計画です。中央東側に公園を設け、防火水槽とゴミ置き場を設置されます。資金計画、

見積書等は確認しております。

議長 樋口 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

18番 河野委員 ありません。

議長 樋口 皆さんから何かありませんか。

9番 佐田委員 公園の管理は誰がされるんですか。

18番 河野委員 隣組で管理することになります。

議長 樋口 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号6番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条6番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天資材置場兼車両置場になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。今年農振除外がなされた案件です。雨水は北西側の既存の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としてはコンクリートブロック2段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 樋口 説明が終わりました。担当委員は私ですが、既にバラスがある所には元々倉庫があったため、撤去してもらってます。植木をされている所ですので、許可がでるまでは抜根等しないように話もしています。皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号7番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条7番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。雨水は北側の既存の水路に放流する計画です。上下水道は北側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック2段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 樋口 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

5番 白石委員 問題ないと思います。

議長 樋口 皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 南側の農地への日照の問題はどうなのでしょう。

事務局 辻 住宅は北側に建設予定であり、南側はあけられています。隣接者アンケートに記載されているように転用の説明を受け、承諾されているようです。

議長 樋口 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田2筆2, 398㎡の贈与です。

議長 樋口 担当委員さん何かありますか。

1番 森田委員 別にございませぬ。

議長 樋口 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第2号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田2筆1, 353㎡の売買で反当たり60万円です。今年の初めに、兄弟で所有していた周りの農地を売買しようと申請手続きを進めていたところ、所有者が亡くなってしまい、相続の手続きに時間がかかり、売買できずにいた農地です。

議長 樋口 担当委員さん何かありますか。

1番 森田委員 別にございませぬ。

議長 樋口 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第2号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑3筆3, 488㎡、田1筆1, 922㎡の売買で24,911,000円です。

議長 樋口 担当委員は私ですが、毎月のようにあがってきている方の売買です。皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 道は残るんですかね。できるだけ通りやすい道にしてくれるとありがたいのですが。

議長 樋口 道が変わることはないと思いますよ。他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 令和3年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(11月分)について説明>

事務局 辻 農地中間管理事業による11月1日から利用開始の一覧になります。

議長 樋口 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
続きまして、議案第4号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について説明>

事務局 辻 1番は除外で、変更目的は輸送・倉庫施設建設です。変更面積は38,036㎡となっています。小郡市の農地と一体で流通・工業業務施設を誘致する計画です。2年前に申請をしようとされましたが、地元との水利関係の調整で時間を要し、今回地元と覚書を交わして申請をされています。

議長 樋口 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。

6番 久保委員 これは何年かかる計画なのですか。

事務局 辻 農振除外が完了するのが去年のスケジュールで考えると2月頃で、それから転用申請が必要となります。何か問題が生じた場合は更に遅れることとなります。また、文化財の発掘が必要となると、現在他の案件で町が1年がかりの発掘調査をしているところですので、それが終わってから取り掛かるとなると、全て完了するまでには相当な時間がかかるのではないかと思います。

議長 樋口 他に皆さんから何かありませんか。それでは1番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。それでは2番についての説明をお願いします。

事務局 辻 2番も除外で、変更目的は既存工場敷地の拡張です。変更面積は3,850㎡となっています。事業の拡大により原材料・製品の輸入量が増し、現地では手狭で、作業効率を上げるためということでの計画です。

議長 樋口 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。それでは2番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。それでは3番についての説明をお願いします。

事務局 辻 3番も除外で、変更目的は露天資材置場です。変更面積は251㎡となっています。隣接地を資材置場として利用している建設業者が事業規模拡大により、車両置場や資材置場が不足してきたため、建設業用資材及び作業重機置場として利用する計画です。

議長 樋口 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。それでは3番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。それでは4番についての説明をお願いします。

事務局 辻 4番は用途区分の変更で、変更目的は農業用施設です。変更面積は2,241㎡となっています。元々耕作条件が悪い農地であり、耕作はされず、隣接地に倉庫がある農事組合法人が田植えの時期に苗を広げるなどの作業場として利用されていましたが、路面がぬかるみ、段差もあるため、盛土をすることで作業効率を上げたい

との計画です。

- 議長 樋口 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。それでは4番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。
- 続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

- 事務局 辻 1番については朝倉市の方が本郷と山隈で1反～2反の借入できる農地を探して欲しいとのことです。
- 議長 樋口 説明が終わりました。耕作面積が0となっていますが、この方の農業経営状況はどのようなになっているのでしょうか。
- 事務局 辻 朝倉市農業委員会に確認をしたところ、朝倉市でもあっせん申し出をされて農地を探されているそうです。新規就農者としての手続きまではされてないそうです。
- 議長 樋口 町外の方で耕作実績もないとなると難しそうですね。あっせん委員としては会長と私で担当したいと思います。
- 続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

- 議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それではこれで全ての議事の審議を終わります。